

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇佐市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県宇佐市長

公表日

令和6年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法により、家庭等における生活の安定に寄与するため、児童を養育している者に児童手当又は特例給付の支給を行う。</p> <p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①受給資格者からの認定請求の受理及び審査に関する事務②額改定の請求又は届出及び審査に関する事務③現況の届出の受理及び審査に関する事務④各種届出の受理及び審査に関する事務⑤未支払の児童手当の請求及び審査に関する事務⑥公金受取口座情報の照会 <p>申請については、窓口・郵送による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による申請の受領を行う。</p> <p>【マイナポータルにおけるお知らせ機能の利用】 郵送等での通知のほかに、マイナポータルのお知らせ機能を用いて対象者へ通知を行うことができる。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1. Acrocity2. MICJET番号連携サーバー3. 中間サーバー4. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表の56の項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">1. 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の26、30、87の項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第19条、第44条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">1. 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の74、75の項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇佐市総務部総務課 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL0978-27-8103
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部子育て支援課 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL0978-27-8143

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0978-32-1111	0978-27-8101	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	0978-32-1111	0978-27-8143	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	mail:soumu04@city.usa.oita.jp	mail:soumu04@city.usa.lg.jp	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	mail:jjdou05@city.usa.oita.jp	mail:kosodate04@city.usa.lg.jp	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(新規追加)	⑥公金受取口座情報の照会	事前	
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(新規追加)	申請については、窓口・郵送による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による申請の受領を行う。	事後	
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(新規追加)	【マイナポータルにおけるお知らせ機能の利用】 郵送等での通知のほかに、マイナポータルのお知らせ機能を用いて対象者へ通知を行うことができる。	事前	
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	1. Acrocity児童手当	1. Acrocity	事前	
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(新規追加)	4. サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年2月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	2. 別表第二主務省令第40条	2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条, 第40条の2	事後	
令和5年2月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課行政係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 Tel 0978-27-8101 mail:soumu04@city.usa.lg.jp	〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 宇佐市総務部総務課 TEL0978-27-8103	事後	
令和5年2月20日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉保健部子育て支援課 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 Tel 0978-27-8143 mail:kosodate04@city.usa.lg.jp	福祉保健部子育て支援課 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 Tel 0978-27-8143	事後	
令和5年2月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和5年2月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年2月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年2月20日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)	十分である	事後	
令和6年7月24日	3. 個人番号の利用 法律上の根拠	1. 第9条第1項及び別表第一の56の項	第9条第1項及び別表の56の項	事後	
令和6年7月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の26、30、87の項 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号及び別表第二の74、75の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条, 第40条の2	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の26、30、87の項 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の74、75の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条, 第40条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年7月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	